

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表  
公益社団法人日本仲裁人協会 理事  
京都国際調停センター 運営委員・調停人



大貫 雅晴

調停は当事者交渉の延長線にある。交渉がデッドロックになったら、調停を利用することも一案である。

## 1. 調停利用のタイミングと調停技法

### 1) 当事者交渉決裂打開策としての調停

国際ビジネスから発生するトラブル、紛争の殆どは当事者間の交渉で解決している。当事者交渉で和解によって解決する方法が最も大切であり、効果的な解決方法でもある。当事者交渉で交渉が行き詰まってしまいデッドロックになり、当事者間では本質的な交渉ができなくなった場合に、公平な第三者に（調停人）に入ってもらい解決する方法が調停である。調停は当事者交渉の延長線上にある。独立、公正な第三者である調停人が交渉の中に入ることで当事者間の直接交渉をより効果的に促進することで効果的な解決が期待できる。

### 2) 国際商事調停では対話促進型調停が中心である

調停技法は、評価型調停と対話促進型調停に大別できるが、国際商事調停では対話促進型調停(facilitative mediation)の技法を活用するケースが多い。その基本的技法のポイントは①人と問題を分離せよ、②立場ではなく利害に焦点を合わせよ、③決定する前に多くの選択肢を探り出せ、④客観的基準によることを重視せよ、である。

調停人は当事者間の交渉の間に入って、人の感情と問題を分離して(separate people from the problem)取り扱うことが大切であり、課題を特定して、当事者の背景にある利害(interest)に焦点を合わせて、解決のための複数の選択肢(options)を探りだし、当事者の利害、解決の選択肢を調整して話し合いを促進し、和解に導く方法が採られる。また、両者の主張の相違を調整するうえで、公平な基準(criteria)を提供することで、双方がその公平な基準に従って解決することも大切である。

### 3) 国家間の紛争でも対話促進型調停の技法が採用された事例

エジプトとイスラエルの中東戦争の戦後処理の和平交渉においてアメリカ(アメリカ大統領ジミーカーター氏)が両者の間に入って調停に努めて、対話促進型調停技法により解決した事例を挙げよう。

イスラエル(ペギン氏)エジプト(サダート氏)の戦後処理の和平交渉において、シナイ半島の領有権問題で、両者の主張が対立して交渉が一向に前進しなかった。イスラエルはシナイ半島の一部を維持することを強く主張し、他方、エジプトはシナイ半島全域をエジプトに返還されるべきと主張して譲らなかったために、シナイ半島の両国の境界線を設けることはできずに交渉がデッドロックになってしまった。この問題は両国の背後にある利害に焦点を当てることで解決への道が開かれたのである。

イスラエルとエジプトはシナイ半島で国境が接しており、イスラエルの国境沿い間近にエジプトの戦車が待機していることを好まなかった。イスラエル国民の最大の関心は国家の安全にあった。他方、エジプトの最大の関心は、古代エジプト王朝から支配してきたシナイ半島全域の土地の主権にあった。エジプトの主張するシナイ半島全域の領有権はエジプトのプライドでもあった。

両者の立場、主張(position)の対立を調整するうえで、両者の利害に焦点を合わせて、デッドロックになっていた和平交渉の打開策となった方法は、対話促進型技法であった。それは、それぞれの立場、主張の背後にある利害の調整にあった。エジプトのプライドを尊重して、イスラエル軍がシナイ半島から撤退をしてシナイ半島全域の主権をエジプトに返還することにして、国境沿いに広範囲に非武装地帯を設けることでイスラエル国家、国民の安全を確保するという方法がとられた。両国はこれに同意して、シナイ半島からイスラエル軍の撤退、エジプトへの返還により領土問題を解決したという。

国際調停と当事者交渉シリーズ  
国際商事調停 (3)

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表  
公益社団法人日本仲裁人協会 理事  
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

その結果、1978年9月にキャンプデービッド合意が成立し、1979年3月には両国は平和条約を締結する運びとなった。

## 2. 当事者間の交渉が行き詰まった場合の調停の利用方法は

国際商事紛争の調停による解決方法には、アドホック調停の利用と機関調停の利用の方法がある。アドホック調停では、当事者自らが調停人を選任して、手続管理を行わなければならないので、調停を熟知していない当事者がアドホック調停を行うことは難しいと思われる。やはり機関調停を利用することをお勧めする。機関調停では、調停人の選任、審理手続きの管理、運営全て調停機関に任せることができる。それでは、何処の調停機関に調停を依頼すべきなのかが問題となる。国際商事調停機関は世界各国に存在するが、日本企業にとっては、日本に在る調停機関をお勧めする。

日本の国際商事調停機関は以下の通り：

- ①JIMC-Kyoto：京都国際調停センター  
Japan International Mediation Center in Kyoto
- ②JCAA: 日本商事仲裁協会  
Japan Commercial Arbitration Association

## 3. 契約書に予め調停合意規定を設けておく方法もある

調停を行う為には当事者間の合意が要件となる。合意の方法には紛争が発生してから調停に合意する方法と、ビジネスを行う際に予め契約書等に調停合意規定を挿入する方法がある。

例えば、調停機関のJIMC-Kyotoを例に挙げると、契約書等に調停合意規定が無くても、調停の申立てをすれば、相手方に調停の合意の意向を確認してもらえらる。

調停合意規定を設ける場合は、JIMIC-Kyotoの調停合意規定を以下紹介する。

①Medのみのモデル条項(当事者は、調停手続開始に拘束される案)

All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this contract shall be first submitted to Japan International Mediation Center in Kyoto (the“Center”) for resolution by mediation in accordance with the Mediation Rules of the Center.

<注>義務条項なので、訴訟提起や仲裁申立の前に調停をすることが必須となる。

②Medのみのモデル条項(当事者は調停手続開始に拘束されない案)

The parties hereto may at any time, without prejudice to any other proceedings, seek to settle, in accordance with the Mediation Rules of the Japan International Mediation Center in Kyoto, any disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this contract.

<注>任意条項なので、調停を利用しなくてもよい。調停の利用が担保されているわけではないが、調停の利用を検討する契機になるというメリットがあり、一定の意義がある。調停を利用する場合、訴訟提起や仲裁申立の前に調停をしてもよいし、訴訟や仲裁の手続中に調停をしてもよい。